



平成 31 年 2 月

長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案

平成31年2月長野県地方税滞納整理機構議会定例会議案目次

- | | | |
|-------|-----------------------------|-----|
| 第 1 号 | 平成31年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案 | 1～2 |
| 第 2 号 | 平成30年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案 | 3 |
| 第 3 号 | 訴えの提起について | 4 |

第 1 号

平成31年度長野県地方税滞納整理機構一般会計予算案

平成31年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 193,500 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		189,429
	1 負担金	189,429
2 財産収入		5
	1 財産運用収入	5
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		4,056
	1 預金利子	20
	2 雑入	4,036
歳 入 合 計		193,500

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		310
	1 議会費	310
2 総務費		192,190
	1 総務管理費	60
	2 徴税費	191,378
	3 選挙費	100
	4 監査委員費	271
	5 行政不服審査会費	381
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		193,500

第 2 号

平成30年度長野県地方税滞納整理機構一般会計補正予算案

平成30年度長野県地方税滞納整理機構の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 12,885千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188,474 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1	分担金及び負担金	199,284	△ 30,169	169,115
	1 負担金	199,284	△ 30,169	169,115
3	繰越金	10	8,218	8,228
	1 繰越金	10	8,218	8,228
4	諸収入	2,056	9,066	11,122
	2 雑入	2,056	9,066	11,122
歳 入 合 計		201,359	△ 12,885	188,474

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	総務費	200,069	△ 12,885	187,184
	1 総務管理費	1,050	3,124	4,174
	2 徴税費	198,393	△ 16,009	182,384
歳 出 合 計		201,359	△ 12,885	188,474

議案第 3 号

訴えの提起について

次のとおり、滞納者に対して行った差押債権に係る第三債務者に対し、差押えた債権の給付を求める事件（以下「取立訴訟事件」という。）に関し訴えの提起をするものとする。

1 事 件 名

取立訴訟事件

2 訴訟の相手方

整理番号	名称及び代表者名	住 所 (所 在 地)
1	●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
2	●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

3 請求の趣旨

上記2に記載の者は、いずれも第三債務者として、滞納者に対して行った債権差押に係る債権の給付をしないため、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第133条の規定により差押えた債権の給付を求める訴えを提起するものである。

4 事件に関する取扱い

- (1) 訴訟において上記請求が容認されないときは、上訴するものとする。
- (2) 上記の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解することができるものとする。